

郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

平成13年4月24日制定
令和6年3月25日最終改正
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。）又は製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。以下同じ。）（以下「工事等」という。）の請負（工事に係る建設資材の購入を含む。）契約の適正な履行を確保するため、郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定。以下「指名等要綱」という。）第4条第1項に規定する有資格業者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止及び入札参加資格（工事等の請負契約を締結しようとする場合における入札に参加することができる者の資格をいう。以下同じ。）の取消し（以下「指名停止等」という。）の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、有資格業者が、郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等（平成7年郡山市告示第131号。以下「市告示第131号」という。）第1第1項から第6項までのいずれかに該当するときは入札参加資格の取消しを、別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる事由のいずれかに該当するときは情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項に規定する指名停止の期間（以下「指名停止期間」という。）の開始日は、指名停止の決定があった日とする。この場合において、指名停止期間中の有資格業者について、別の事案により指名停止を行う場合の開始日は、当該事案の指名停止の措置を決定したときとする。

3 市長は、第1項又は次条の規定により指名停止等を行った有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案により別表各項に掲げる事由の2以上に該当したときは、当該事由ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもってその事案に係る指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止期間が1か月に満たないときは1.5倍）とする。

- (1) 別表第1各項に掲げる事由に係る指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各項に掲げる事由に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2各項に掲げる事由に係る指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表各項に掲げる事由に該当することとなったとき。
- (3) 別表第2第1項に掲げる事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項に掲げる事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 別表第2第2項又は第3項に掲げる事由に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第2項又は第3項に掲げる事由に該当することとなったとき（第2号に掲げる場合を除く）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項に定める指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項に定める長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由があることが明らかになったと認めるときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の範囲内で当該有資格業者に係る指名停止期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5条 市長は、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号又は第3項第1号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反

又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第2項各号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項各号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項各号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

2 有資格業者が、別表第2第2項各号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、別表第2第2項各号に定める期間の短期を下回る場合においては、前条第3項の規定を適用するものとする。

（指名停止の引継）

第6条 指名停止期間中の有資格業者から郡山市指名競争入札有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第3条に規定する承継を受けた有資格業者は、当該指名停止に係る期間を引き継ぐものとする。

（不正及び事故業者等の報告）

第7条 工事等執行課の長（以下「工事等執行課長」という。）は、有資格業者が、市告示第131号第1第1項から第6項までのいずれか又は別表各項に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに不正及び事故業者等報告書（第1号様式）を契約検査課長に提出しなければならない。

（審査、決定及び通知）

第8条 契約検査課長は、前条に規定する行為を知ったとき、同条の規定による報告を受けたとき、又は指名停止期間中の有資格業者が第4条第5項若しくは第6項に該当することが明らかになったと認めるときは、郡山市契約審査会（郡山市契約審査会規程（平成6年郡山市訓令第9号）第1条により設置された郡山市契約審査会をいう。以下「審査会」という。）に諮り、指名停止等、指名停止期間の変更又は指名停止の解除について審査を受けなければならない。

2 市長は、指名停止等の決定、指名停止期間の変更又は指名停止の解除をするに当たっては、前項の審査の結果を勘案するものとする。

3 市長は、指名停止等の決定をしたときは、理由を付して、工事等請負業者資格取消通知書（第2号様式）又は工事等請負業者指名停止通知書（第3号様式）により、その旨を当該決定に係る有資格業者に対し通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- 4 契約検査課長は、市長が指名停止等の決定をしたときは、その旨を工事等請負業者資格取消通知書（第4号様式）又は工事等請負業者指名停止通知書（第5号様式）により、指名等要綱第4条第2項に定める有資格業者名簿の副本を置く課の長に対し通知するものとする。
- 5 契約検査課長は、前条の規定により工事等執行課長から報告を受けた事案において、指名停止等が行われない場合においては、その旨を当該工事等執行課長に対し通知するものとする。
- 6 市長は、指名停止期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、理由を付して、工事等請負業者指名停止期間変更通知書（第6号様式）又は工事等請負業者指名停止解除通知書（第7号様式）により、その旨を当該変更又は解除に係る有資格業者に対し通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要がないと認められる相当な理由があるときは、当該通知を省略することができる。
- 7 契約検査課長は、市長が指名停止期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、工事等請負業者指名停止期間変更通知書（第8号様式）又は工事等請負業者指名停止解除通知書（第9号様式）により、その旨を第4項に規定する課の長に対し通知するものとする。

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第9条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止等を行う場合で、有資格業者が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号に定める事項に該当するときは、同条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を建設業法等違反について（通知）（第10号様式）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

（下請負の禁止）

第11条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止等に至らない事由に関する措置）

第12条 市長は、指名停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該指名停止等を行わない有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（公表）

第13条 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を公表するものとする。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決等）

第14条 この要綱の解釈及び運用は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せによるものとし、なお疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の廃止)

- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和52年1月10日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱によりなされた措置、手続その他の行為は、改正後の要綱によりなされた措置、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 事故等による措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>1 虚偽記載</p> <p>(1) 市が発注する工事等（郡山市上下水道局発注の工事を含む。以下「市発注工事等」という。）の請負契約に係る一般競争又は指名競争において、入札参加申請書、入札参加資格確認資料その他の契約締結までの提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>2 過失による粗雑工事</p> <p>(1) 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(2) 市発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）のうち市内における工事等の施工に当たり、重大な過失（※1）により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	1 か月以上 3 か月以内
<p>3 契約違反</p> <p>(1) 市発注工事等の施工に当たり、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号。以下「条例」という。）第7条第6項について、次のいずれかに該当し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（発注者の指導により改善されたときを除く。）。</p> <p>ア 条例第7条第6項第2号又は第4号に該当するとき。</p> <p>イ 条例第7条第6項第3号に該当するとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(2) 前項第1号及び前号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2 週間以上 4 か月以内
<p>4 公衆損害事故（※2）</p> <p>(1) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内

<p>(2) 一般工事等のうち市内における工事等の施工に当たり、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 か月以上 3 か月以内
<p>(3) 一般工事等のうち市外における工事等の施工に当たり、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 か月以上 3 か月以内
<p>5 工事関係者事故（※3）</p>	
<p>(1) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	2 週間以上 4 か月以内
<p>(2) 一般工事等のうち市内における工事等の施工に当たり、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	2 週間以上 2 か月以内
<p>(3) 一般工事等のうち市外における工事等の施工に当たり、当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	2 週間以上 2 か月以内

（※1）この表において「重大な過失」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分をいう。

（※2）この表において「公衆損害事故」とは、工事等の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合をいう。

（※3）この表において「工事関係者事故」とは、工事等の施工に当たり、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合をいう。

別表第2 贈賄及び不正行為等による措置要件

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所</p>	<p>4 か月以上12か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p>

<p>をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>(2) 次に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(3) 次に掲げる者が、県外の公共機関(ただし、イの場合は、本県を除く東北各県の区域内に限る。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>2 独占禁止法違反行為</p>	
<p>(1) 市が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(2) 市が発注した業務以外の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p>
<p>3 競売入札妨害又は談合</p>	
<p>(1) 市が発注した業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(2) 市が発注した業務以外の業務に関し、次に掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>

<p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>4 建設業法違反行為</p> <p>(1) 市発注工事等に関し、建設業法に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 市内における業務に関し、建設業法に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 市外における業務に関し、建設業法に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>5 業務関連法令違反行為</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は廃棄物処理法の規定に違反し工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 労働安全衛生法第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人、又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき、又は業務に関し暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(4) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務関連法令違反により、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>6 入札執行妨害</p> <p>(1) 市発注工事等の入札に当たり、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>

<p>ア 入札に参加するに際し、担当職員の指示に従わなかったとき。</p> <p>イ 入札において、挙動不審な行動又は公衆に著しい迷惑行為をしたとき。</p>	
<p>7 契約締結拒否</p> <p>(1) 市発注工事等において、落札（随意契約による決定を含む。）したにもかかわらず契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1 か月以上12か月以内</p>
<p>8 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上9 か月以内</p>
<p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上9 か月以内</p>

(備考) この表において「競売入札妨害」とは、他人を欺いたり地位などを利用して、公正に行われるべき国や自治体の競売や入札を妨害することをいう。

契約検査課長	年 月 日
所管課長	
<h3>不正及び事故業者等報告書</h3>	
郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。	
記	
商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
工事等場所	
違反及び事故内容等（状況、原因対策等）	
（事故の場合） 被災状況 ※当てはまるものに○をつける。	（物損程度）・物損 100 万円未満 ・物損 100 万円以上 （負傷程度）・全治 3 か月未満 ・全治 3 か月以上 （死亡 ）・ 1 人 ・複数

（注）不正又は事故等を把握した場合、被災状況は不明であっても、すみやかに報告すること。
 被災状況については、負傷程度や損害額が判明次第、すみやかに報告すること。

第2号様式（第8条関係）

郡契第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市長



工事等請負業者資格取消通知書

貴 の、本市が行う工事等の請負契約に係る指名競争入札への参加資格は、次の理由により取り消したので通知します。

○ 理 由

郡契第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市長



工事等請負業者指名停止通知書

この度、次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

なお、指名停止の期間中は、新たに本市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することはできません。

- 1 指名停止期間
- 2 指名停止の理由

年 月 日

工事等執行課長

契約検査課長

工事等請負業者資格取消通知書

下記のとおり工事等請負業者の資格を取り消したので通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
登録番号・業種	
取消年月日	
理由	

年 月 日

工事等執行課長

契約検査課長

工事等請負業者指名停止通知書

下記のとおり工事等請負業者の指名を停止したので通知します。

なお、指名停止の期間中は、新たに本市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、又は受託することはできません。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
登録番号・業種	
指名停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
理由	

郡契第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市長



工事等請負業者指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 郡契第 号で通知した指名停止について、次のとおり指名停止期間を変更したので通知します。

指名停止期間

変更前

変更後

変更理由

第7号様式（第8条関係）

郡契第 号
年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

郡山市長



工事等請負業者指名停止解除通知書

年 月 日付け 郡契第 号で通知した指名停止について、当該指名停止を解除したので通知します。

解除年月日

解除理由

年 月 日

工事等執行課長

契約検査課長

工事等請負業者指名停止期間変更通知書

年 月 日付けで通知した工事等請負業者の指名停止について、下記のとおり指名停止期間を変更したので通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
登録番号・業種	
指名停止期間	変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月） 変更後 年 月 日から 年 月 日まで（ か月）
理由	

年 月 日

工事等執行課長

契約検査課長

工事等請負業者指名停止解除通知書

年 月 日付で通知した工事等請負業者の指名停止について、下記のとおり当該指名停止期間を解除したので通知します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
登録番号・業種	
解除年月日	
理由	

様

郡山市長

建設業法等違反について（通知）

このことについて、本市が発注した建設工事の受注者である建設業者について、建設業法等違反と疑うに足りる事実がありましたので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 11 条の規定に基づき通知します。

記

1 工事名

2 請負者

(1) 商号又は名称

(2) 代表者

(3) 住所又は所在地

(4) 建設業の許可

3 建設業法等違反と疑うに足りる事実の概要等

(1) 建設業法等違反と疑うに足りる事実の概要

(2) 違反行為についての該当法令条項

4 その他資料